

令和6年度 市有建築物定期点検委託 その1 入札実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、「令和6年度 市有建築物定期点検委託 その1」の相手方を公募による競争入札にて、選定するための必要事項を記載する。

2. 委託名

令和6年度 市有建築物定期点検委託 その1

3. 委託期間

本契約確定日から令和6年10月25日まで

4. 委託内容

別紙、「令和6年度 市有建築物定期点検委託 その1 仕様書」のとおり。

5. 日程・提出期限

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 公募開始・仕様書公表 | 令和6年4月9日(火) |
| (2) 入札参加申込 | 令和6年4月9日(火)から
令和6年4月17日(水)17時00分まで |
| (3) 質疑受付 | 令和6年4月19日(金)17時00分まで |
| (4) 質疑回答 | 令和6年4月26日(金) |
| (5) 入札 | 令和6年5月14日(火)10時00分 |
| (6) 契約締結期限 | 令和6年5月21日(火) |

6. 参加資格要件

本業務の入札に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 岸和田市の令和6年度の入札参加資格者として登録されていること。
- (2) 告示日前2年以内に国又は地方公共団体において、建築基準法第12条に基づく点検を1の契約で床面積250,000㎡以上(複数施設の床面積の合計でも可)の施設を行った実績を2件以上有すること。
- (3) 次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる点検資格者を主任点検資格者として届出し、主任点検資格者が点検実施時に現場に常駐できること。

場合	点検資格者
建築物の点検	1級若しくは2級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者
防火設備の点検	防火設備検査員資格者証の交付を受けている者
建築設備の点検	建築設備検査員資格者証の交付を受けている者

備考

- 1 1名又は2名の者が表に掲げる資格を重複して所持している場合、同表に掲げる資格に応じてそれぞれの主任点検資格者を兼ねることができる。
- 2 全ての主任点検資格者を下請負人とすることは、できない。

- 3 下請負人を使用する場合は、契約時に下請負人届を提出し、承諾を受けること。
 - (4) 点検を行う建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条により建築士事務所の登録を受けた建築士事務所に所属している建築士に限る。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
 - (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
 - (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
 - (10) 入札日前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこと。
 - (11) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
 - (12) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
 - (13) 談合等による損害賠償請求を岸和田市から受けていない者であること。
7. 入札参加申込先、申込方法、提出書類、注意事項

(1) 提出先

岸和田市 建設部公共建築マネジメント課 適正保全担当
（岸和田市役所 第 2 別館 4 階）

住所 岸和田市岸城町7番1号

電話 072-447-4331 (直通) FAX 072-423-4894

E-mail kenchiku@city.kishiwada.osaka.jp

(2) 申込方法

申込書類は別に定める様式(入札様式1号～3号)により作成し持参又は郵送(FAX及び電子メール不可)すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書(入札様式1号)

イ 令和6年度有効の岸和田市入札参加資格審査申請書受理書の写し(契約検査課の受理印が押されたもの)

ウ 受注実績一覧(告示日前2年以内に国又は地方公共団体において、建築基準法第12条に基づく点検を1の契約で床面積250,000㎡以上(複数施設の床面積の合計でも可)の施設を行った実績を2件以上)(入札様式2号)

エ 予定する主任点検資格者一覧(入札様式3号)

オ 建築物の点検の主任点検資格者が建築士の場合、建築士事務所登録証明書の写し

(4) 注意事項

【提出書類に関して】

- ・担当者から説明を求められた場合は、随時それに応じること。
- ・この委託以外の目的で使用することはない。
- ・返却はしない。
- ・契約後に、主任点検資格者の点検資格を証明する資格証の写しが必要。

【入札辞退の場合】

- ・入札参加申込書が受領された後に入札を辞退する場合は、入札辞退届(入札様式6号)を提出すること。

8. 質疑受付回答

入札参加申込書が受領された者で、本委託への質疑がある場合は、電子メールにて受付期限までに送信すること。質疑がない場合は、連絡の必要はない。

(1) 質疑書(入札様式4号)

(2) 送信前にセキュリティソフトによるウイルス検査を実施し安全を確認の上、メール件名を「質疑+委託名+会社名」とし、添付ファイルにて送信すること。

(3) 質疑回答：回答期限までに岸和田市のホームページに掲載する。

9. 入札

- (1) 日時 本入札実施要領「5. 日程・提出期限」による。
- (2) 場所 岸和田市役所 職員会館2階 大会議室
- (3) 入札回数 入札回数は原則2回とする。
- (4) 落札者の決定 予定価格の範囲内の最低価格者とする。
入札金額同額にて落札金額となった場合は抽選による。
- (5) 提出書類 下記書類の提出がない場合は入札に参加できない。

ア 入札要項 兼 入札通知書

(入札参加申込書を受領した際に配布する。)

イ 契約検査課へ届出の契約印（代表者印）又は入札に参加される方の印鑑（入札に参加される方の印鑑を使用する場合は委任状が必要。)

ウ 委任状（契約検査課へ届け出の契約印（代表者印）を持参できない場合に必要。)(入札様式5号)

エ 見積書(様式自由)

(6) その他注意事項 入札心得による

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）第108条第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

岸和田市財務規則（平成9年第11号）第123条第2号の規定により免除する。

11. 契約に関する注意事項

- (1) 契約締結期限 本入札実施要領「5. 日程・提出期限」による。
- (2) 支払方法 完了払い
- (3) 誓約書提出 契約締結時に暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし市長が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

問合せ先

岸和田市 建設部公共建築マネジメント課 適正保全担当

住所 〒596-8510

岸和田市岸城町7番1号

電話 072-447-4331（直通）

FAX 072-423-4894

E-mail kenchiku@city.kishiwada.osaka.jp